

休眠預金等のお取り扱いについて

お客様各位

青梅信用金庫

平素は当庫をご利用いただき、誠にありがとうございます。

平成30年（2018年）1月1日から施行される「民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律」（以下「休眠預金等活用法」といいます。）にもとづき、お客様からお預かりしている長期間異動がない預金（以下、「休眠預金等」といいます。）につきましては、平成31年（2019年）以降毎年一定の期日に、預金保険機構へ納付させていただきますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

なお、休眠預金等活用法にもとづき、預金保険機構に納付された預金等につきましては、お客様の申出により払戻しをさせていただくこととしております。

<休眠預金等の定義>

1. 休眠預金等とは

休眠預金等活用法第2条第6項に規定する預金等であって、当該預金等に係る最終異動日等から10年を経過した預金等を行います。

2. 最終異動日等とは

休眠預金等活用法第2条第5項各号に規定する日のうち最も遅い日です。

3. 異動とは

当庫における異動とは、以下の事由を行います。

（1）法定の異動事由

引出し、預入れ、振込の受入れ、振込による払出し、口座振替等による預金等に係る預金額の異動等、休眠預金等活用法第2条4項第1号に規定する事由。

（2）休眠預金等活用法第2条4項第2号にもとづき、当庫が行政庁から認可を受けた以下の事由

- ① 預金者等の申出による預金通帳又は証書の発行（再発行含む）、記帳（記帳する取引がない場合は除く）若しくは繰越。

② 預金者等の申出による契約内容、顧客情報の変更。

- ・キャッシュカードの再発行・カードローン契約の終了
- ・解約予定日の設定・変更
- ・方式変更（通帳式から証書式または通帳式、証書式から通帳式への変更
- ・総合口座への組入・組入解除（平成31年3月1日以降のものに限ります）
- ・預金者等の申出による紛失・盗難等の注意コード設定・解除

③ 複数の預金等を組み合わせた商品に係る預金等にあつては、当該商品に係る他の預金等について上記の事由もしくは全金融機関において異動としなければならない事由の全部又は一部が生じたこと。

預金等の種類	認可を受けた事由
当座預金	上記の①及び②に掲げる事由
普通預金	上記の①及び②・③に掲げる事由
貯蓄預金	上記の①及び②に掲げる事由
納税準備預金	上記の①及び②に掲げる事由
通知預金	上記の①及び②に掲げる事由
期日指定定期預金	上記の①及び②に掲げる事由
自由金利型定期預金（M型） （スーパー定期預金）	上記の①及び②に掲げる事由
自由金利型定期預金 （大口定期預金）	上記の①及び②に掲げる事由
変動金利定期預金	上記の①及び②に掲げる事由
定額複利預金	上記の①及び②に掲げる事由
自動継続 期日指定定期預金	上記の①及び②・③に掲げる事由
自動継続 自由金利型定期預金（M型） （スーパー定期預金）	上記の①及び②・③に掲げる事由
自動継続 自由金利型定期預金 （大口定期預金）	上記の①及び②・③に掲げる事由
自動継続 変動金利定期預金	上記の①及び②・③に掲げる事由
自動継続 定額複利預金	上記の①及び②・③に掲げる事由
定期積金	上記の①及び②に掲げる事由